

# 寄 附 行 為

財団法人日本ホテル教育センター

# 寄 附 行 為

## 第 1 章 総 則

### (名 称)

第 1 条 この財団は、財団法人日本ホテル教育センターという。

### (事務所)

第 2 条 この財団は、事務所を東京都中野区に置く。

### (目 的)

第 3 条 この財団は、ホテル業に従事する優秀な人材を養成することによりホテルにおける接遇の充実とホテル業の発展を図り、もって観光事業の振興に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第 4 条 この財団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 諸外国におけるホテル従業員を養成するための教育システム等の調査。
- (2) ホテルに関する図書、文献、その他の資料の収集、保存及び供用。
- (3) ホテルに関する専門的知識、技能の修得希望者に対する教育。
- (4) ホテル従業員に対する研修。
- (5) その他この財団の目的を達成するために必要な事業。

### (資産の構成)

第 5 条 この財団の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他収入

### (資産の種目)

第 6 条 この財団の資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。

- 2、基本財産として指定して寄附された財産
  - (1) 基本財産として指定して寄附された財産
  - (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3、普通財産は、基本財産以外の財産とする。

### (資産の管理)

第 7 条 この財団の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の議決を得て、会長が別に定める。

- 2、この財団の資産のうち基本財産は、これを処分し又は担保に供することはできない。ただしやむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員の同意を経、かつ国土交通大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部、ないしは一部を担保に供することができる。
- 3、本財団が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を

経、かつ国土交通大臣に届け出なければならない。

(経費の支弁)

第 8 条 この財団の経費は、普通財産をもって支弁する。

(事業年度)

第 9 条 この財団の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計書類等)

第 10 条 会長は、毎事業年度終了とともに次の書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支に関する決算書類
- (3) 財産目録
- (4) その他必要な附属書類

2、監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して、会長に提出しなければならない。

## 第 2 章 役員等

(役員)

第 11 条 この財団に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事長 1名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 常務理事 1名
- (5) 理事 7名以上10名内(会長、理事長及び専務理事、常務理事を含む)
- (6) 監事 2名以内

(役員を選任)

第 12 条 理事及び監事は、評議員会で選任するものとする。

- 2、会長、理事長及び専務理事、常務理事は、理事の互選とする。
- 3、理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第 13 条 会長は、この財団を代表し、会務を総理する。

- 2、理事長は、会長を補佐してこの財団を掌理し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3、専務理事は、会長及び理事長を補佐し、この財団の常務を処理する。理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。
- 4、常務理事は、専務理事を補佐し、この財団の担務を処理する。
- 5、理事は、理事会を組織して、会務を執行する。
- 6、監事は、民法第59条に定める職務を行なう。

(役員任期)

第 14 条 役員任期は、2年とする。ただし再任することができる。

- 2、補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3、役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第 15 条 役員は、次の各号の 1 に該当するときは、理事会においてその役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第 16 条 役員は、すべて無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2、常勤の役員の報酬は、理事会の議決を得て、会長が定める。

(評議員)

第 17 条 この財団に、評議員 12 名以上 15 名以内を置く。

- 2、評議員は、学識経験者等のうちから理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。
- 3、評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定めるもののほか、必要と認める事項について会長に助言する。
- 4、評議員会は、会長が必要と認めたとき招集する。
- 5、評議員会の議長は、評議員の互選とする。
- 6、評議員の任期は、2 年とする。

(名誉会長)

第 18 条 この財団に、名誉会長を置くことができる。

- 2、名誉会長は、観光界の発展に特に顕著な功績のあった者のうちから理事会の同意を得て会長が委嘱する。

(顧問)

第 19 条 この財団に、顧問若干名を置くことができる。

- 2、顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者のうちから会長が委嘱する。
- 3、顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

(賛助会員)

第 20 条 この財団の主旨に賛同し、所定の会費を納入するものを賛助会員とする。

- 2、賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

### 第 3 章 理 事 会

(構成)

第 21 条 理事会は、理事をもって構成する。

(召集等)

第 22 条 理事会は、会長が必要と認めたとき招集し、会長がその議長となる。

- 2、会長は、理事現在数の 3 分の 1 以上から又は監事から会議の目的である事項を示して、理事会の請求があったときは、その請求のあった日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3、理事会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面をもって開催日の 7 日前までに通知しなければならない。

(議決事項)

第 23 条 理事会においては、この寄附行為に別に定めのものほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他の重要事項

2、前項第1号及び第2号の事項は、評議員会に付議した後、これをするものとする。

(定足数等)

第24条 理事会は、理事現在総数の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2、理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第25条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席理事に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2、議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席理事2名以上がこれに署名押印するものとする。

- (1) 会議の目的である事項、日時及び場所
- (2) 理事数及び出席者数
- (3) 議事の経過の概要及びその結果

(規定準用)

第27条 第22条第3項、第24条、第25条及び第26条までの規定は、評議員会に準用する。

## 第4章 専門委員会

(専門委員会)

第28条 会長は、この財団の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を得て、専門委員会を置くことができる。

2、専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

## 第5章 事務局

(事務局)

第29条 この財団に、事務局を置く。

2、事務局に関する規定は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第30条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え付けておかななければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 事業計画及び予算に関する書類
- (4) 事業報告及び決算に関する書類

- (5) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
  - (6) 許可、認可等及び登記に関する書類
  - (7) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
  - (8) 理事、監事、評議員及び職員の履歴書
  - (9) 評議員及び職員の名簿
  - (10) その他必要な帳簿及び書類
- 2、前項第1号から第5号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

## 第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第31条 この寄附行為は、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ国土交通大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第32条 この財団は、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ国土交通大臣の許可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第33条 この財団の解散に伴う残余財産の処分は、理事会及び評議員会においてそれぞれの4分の3以上の議決を経、かつ国土交通大臣の許可を受けて、この財団と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

## 第7章 雑則

(細則)

第34条 この寄附行為に定めるもののほか、この財団の事業の運営上、必要な細則は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

## 附 則

- 1、この財団設立当初の事業年度は、第9条の規定にかかわらず、設立の日に始まり、昭和51年3月31日に終るものとする。
- 2、この財団設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、設立発起人会において選任されたものとする。
- 3、この財団設立当初の役員の任期は、第15条の規定にかかわらず、昭和51年3月31日までとする。
- 4、この財団の設立時における基本財産は、次のとおりとする。

20,000,000円
- 5、この寄附行為の一部変更は、運輸大臣の認可の日（昭和53年12月27日）から施行する。
- 6、この寄附行為の一部変更は、運輸大臣の認可の日（昭和57年12月9日）から施行する。
- 7、この寄附行為の一部変更は、運輸大臣の認可の日（昭和61年4月7日）から施行する。

- 8、この寄附行為の一部変更は、運輸大臣の認可の日（平成6年6月16日）から施行する。
- 9、この寄附行為の一部変更は、運輸大臣の認可の日（平成11年5月7日）から施行する。
- 10、この寄附行為の一部変更は、運輸大臣の認可の日（平成12年7月17日）から施行する。
- 11、この寄附行為の一部変更は、国土交通大臣の認可の日（平成13年7月30日）から施行する。